

証明書の発行案内（2025年4月3日更新）

証明書発行の申し込みに際しては、以下の注意事項を必ずお読み下さい

【注意事項】

○中小企業等経営強化法による税制措置の適用を受けるに当たっては、経営力向上計画の認定を受ける事が前提となります。経営力向上計画を国（主務大臣）から認定を受ける手続きは申請の手引き（下記リンク）をご参照ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_keieiryoku.pdf

※なお、当協会は、経営力向上計画の認定に係る業務は行っておりません。

○最近、製造事業者あるいは使用事業者より、製造あるいは取得する（あるいはした）設備が税制上の固定資産として機械装置に区分されるものかどうかとの問合せを数多くいただきますが、本会ではこのような判断を下す権限を有しておりませんのでお答えできません。所管の税務当局等にご相談下さい。

○なお、固定資産としての区分が車両・運搬具に当たるものは本会で発行する証明書の対象外です。

⇒従いまして、証明書の発行を申請される場合は、まず以上の点を予めご確認の上、ご連絡下さいますようお願いいたします。

本会では、申請された製品が、すでに機械装置として資産計上されると税務当局等で確認されているとの前提の上で、「販売開始時期」と「生産性向上年平均1%」の要件を満たしていること書類として証明書を発行いたします。上記の確認ができていない場合、証明書が添付されていても、税制措置の適用を受けられないことがあることに予めご留意願います。

(1) 申請～発行手順

①証明書発行希望のユーザーは、該当設備を生産したメーカーに証明書の発行依頼をして下さい。

②様式1および様式2（チェックリスト）、必要な添付資料（販売開始年度と生産性向上要件の指標がわかるカタログ、仕様書、要件内容が分かる資料の写し）をメールで送付

（送付先 業務部：田中宛 tanaka*jiva.or.jp ←*を@に変換してください）

様式1 及び様式2 は以下よりダウンロードできます。

[様式1](#)

[様式2](#)

③協会事務局にて確認後、PDF変換した様式1及び発行手数料の請求書の写しをメールにて返送

④発行された証明書をメーカーから各事業者に送付 ※原則として原紙の郵送はありません。

（本会からメーカーへは証明書（様式1）のみ送付となりますのでチェックリスト（様式2）は必要に応じて保存をしておいてください。）

※なお本会は記載された生産性向上要件について、確認のための実測等を行うものではありません。

証明書の記載内容の正確性については申請されたメーカーにて保証いただきますようお願いいたします。

なお、証明書の発行を行っている工業会のリストは[こちら](#)の通りです。

本会は幅広い機械・装置の欄に記載されておりますが、無人搬送車システム等の産業車両に関連するものについてのみ、証明書の発行を行っております。トラック、貨物自動車といった車両についての証明書は発行しておりません。

(2) 証明書発行手数料

①本会会員 一件 1,000 円

②本会会員以外 一件 3,000 円

※証明書は届いてから 3 日ほどで発行・返信するようにしていますが、内容の確認等で時間を要する場合もありますので、十分時間に余裕をもって申請してください。

GW 期間、夏季休暇期間、年末年始期間の発行業務は休止となります。

以 上

< 証明書記入要領は次頁以降参照 ↓ >

【様式1】の記入要領

整理番号は当協会に記入します

(様式1)

(一社) 日本産業車両協会指定用紙	
整 理 番 号	
① ソフトウェア以外の場合	<input checked="" type="checkbox"/>
② ソフトウェアである場合	<input type="checkbox"/>

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	
	設備の種類又は細目	
	設備の名称	
	設備型式	
	本社名・事業所名	
	法人番号 ※法人のみ	
	本社所在地	
ユーザー連絡先 (会社名、担当部署、電話番号)		

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該当要件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	①販売開始年度(西暦)： 年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度： 年度(注2) ② - ① = 年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(トモゲル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべきトモゲルが全く無い新製品の場合には、記載不要)		1. 該当 2. 非該当
該当要件への当否			1. 該当 2. 非該当

(注1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。
(注2) 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦 年 月 日

〒107-0051
東京都港区元赤坂 1-5-26
一般社団法人日本産業車両協会
専務理事 高瀬 健一郎
担当窓口：
連絡先(電話番号)：

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦 年 月 日

製造事業者等の名称

製造事業者等の所在地

代表者氏名：
担当者氏名：
所 属：
担当者連絡先(電話番号)：

(※制度自体については、中小企業庁ホームページをご確認ください。ご不明な点は、中小企業庁規制サポートセンターもしくは所轄の税務署にお問い合わせください。中小企業庁ホームページ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyokukai.html>)

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」について変更がある場合

変更事項(注3)	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)
----------	-----------------	-----------------

(注3) 経営力向上計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。
【本証明書に関する注釈事項】
本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等であって、中小企業等経営強化法の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(一定期間内に販売、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するもので、税務措置の対象である設備であることを証明するものではありません。
これらの規制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けると、当該設備の価値が最低取得価額以上であること、商用期間中に販売すること等の要件を満たす必要があります。
また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件(年数)が異なる場合がありますので、ご注意ください。詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

①販売開始年度
②取得日を含む年度については、販売時期と生産性向上年平均1%の計算するための記入箇所ですので正確にご記入下さい。

証明者記載事項については協会都合により変更となる場合がありますので、最新の様式(上記様式1)をダウンロード下さい。

代表者氏名欄は、社長名でなくとも、取締役、事業部長等でも結構です。
※押印は不要です

1段目の減価償却資産の種類には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の設備の種類(本会証明は『機械装置』)を記入。2段目の設備の種類又は細目には機械装置であれば、食料品製造業用設備、繊維工業用設備などを記入。設備の種類については会社の経理担当者又は税務署等に確認のうえ、税務上適切な資産区分をご記入下さい。

【様式2】 チェックリスト

【様式2】

本チェックリストは工業会毎に様式を変更することが可能です。
 証明書の発行を依頼する際は、各工業会のホームページ等を確認したうえで、指定の様式で申請を行ってください。

【チェックリストのイメージ】

		設備メーカ（製造事業者）記入欄		証明者 チェック欄
該 当 要 件	販売開始要件の確認	1. 該当	2. 非該当	
	当該設備の販売開始日が、取得日から一定期間に属する年度開始の日以後であること。	販売開始年月： 年 月 ①販売開始年度： 年度（※1） 取得等をする年月： 年 月 ②取得日を含む年： 年 ②-①= 年 が一定期間（※2）の要件内		
該 当 要 件	生産性向上に該当するか 当該設備の一代前モデルと比較して年平均1%以上の生産性向上を達成している。 （※3）比較すべき旧モデルが全くない場合には、記載不要。	1. 該当	2. 非該当	
		<比較指標> （※）以下の1～3までのいずれかの指標で比較。		
		1. 単位時間当たり生産量 *以下に具体的に記入する		
		2. 歩留まり率 *以下に具体的に記入する		
		3. 投入コスト削減率 *以下に具体的に記入する		
		<指標数値>*比較する指標の数値・単位を記入する		
○一代前モデル： (販売開始年度) ()				
○当該モデル：				
<生産性向上> *以下に数値と算出方法を記入する				
年平均： %				
該当要件への当否		1. 該当	2. 非該当	

- （※1）販売開始年度はカタログや仕様書等で確認できる、合理的な時期とすること。
 なお、年度とはその年の1月1日から12月31日までの期間をいう。
- （※2）一定期間は、機械装置：10年以内、工具：5年以内、器具備品：6年以内、建物附属設備：14年以内
- （※3）新製品であっても、同類の設備がある場合には比較すること。
 比較する装置が全く無い場合は、類似商品が全くないことを事業経過等から明確に証明すること。
 比較指標がなくとも、生産性等の仕様を示す資料は提出すること。

「生産性向上が年平均で1%以上向上している」ことの計算方法は次頁をご参考下さい。

◎生産性向上年平均1%以上の計算については以下解説をご参考ください。

2025年度より生産性向上設備（A 類型）の指標が見直されています。

【解説】

年平均1%以上向上は、対象設備が旧モデルと比較して、「生産性」が年平均1%以上向上しているものであること。

- ・「生産性」の指標については、「単位時間当たりの生産量」、「歩留まり率」、「投入コスト削減率」にて、メーカーの提示を元に、工業会がその設備の性能を評価する指標として妥当であるか判断。
- ・「生産性」の指標の算出については下記を参照
 - (1) 「単位時間あたり生産量」（時間当たり掘削量（m³/h）、時間当たり生成量（個/h）等）
 - (2) 「歩留まり率」（完成品数/投入原料数、良品数/完成品数等）
 - (3) 「投入コスト削減率」（必要作業時間の短縮率、必要投入原料の削減率等）
- ・年平均の考え方は、「単位時間あたり生産量」で検討すると例えば2024年に販売された新モデル（1時間あたりの生産量105とする）と2020年に販売された旧モデル（1時間あたりの生産量100とする）を比較すると以下の通り年平均1.25%向上となる。
$$\{(105-100) \div 100\} \div (2024-2020) \text{ (年)}$$
- ・あくまで比較するのは同一メーカー内での旧モデルであり、他メーカーとの比較や、ユーザーが元々使用していたモデルとの比較は行わない。
- ・特注品であっても、カスタムのベースとなる汎用モデルや中核的構成品がある場合は、そのベースとなる旧モデルとの比較を行う。
- ・比較すべき旧製品がない新開発モデルの場合、比較対象指標がないため、類似する機能・性能を持つ設備があるものについては、生産性向上要件について、できるだけ当該設備との比較を行うこと。